



新規納税者の増値税専用発票¹を全国で電子化

2020年12月20日、国家税務総局は「新規納税者における増値税専用発票電子化に関する事項についての公告」(国家税務総局公告2020年第22号、以下「本公告」という)を公表しました。2020年9月から浙江省杭州と寧波、河北省石家荘で試験的に運用されていた増値税専用発票の電子化を、全国に推し進める政策となっています。これまでも、電子化申請を行うことで電子普通発票は発行することができていましたが、本公告に基づき、電子専用発票を発行することができるようになり、発票発行者や受領者にとってより効率的な管理ができることが期待されています。

本公告の地域ごとの施行開始日は次のとおりです。

地域	施行日
天津、河北、上海、江蘇、浙江、安徽、広東、重慶、四川、寧波と深センの合計11の省・直轄市など	2020年12月21日
北京、大連、廈門、内モンゴルなど、上記以外の25の地区	2021年1月21日

※浙江省の杭州と寧波、河北省石家荘で既に増値税電子専用発票の発行を開始していた納税人は、その発行先の地区が限定されていましたが、2020年12月21日から発行先の可能範囲が中国全国に拡大されることになります。

(増値税電子専用発票のサンプル)

また、本公告と同日に、国家税務総局より『「新規納税者における増値税専用発票電子化に関する事項についての公告」の解説』が公表され、Q&A形式で以下の事項が解説されています(一部抜粋)。

¹ 発票とは、日本でいう領収書と同等の機能を有しますが、税務局の管理下にあるという点において異なり、納税や会計証憑となる点で事業経営を行う上で重要な書類です。大きく普通発票と専用発票に分かれており、後者は受取側が販売増値税の仕入税額控除や輸出増値税還付の証憑として使用できるという点で異なります。

Q. 電子専用発票にするメリットは？

A. 電子専用発票の法的効果、基本用途、基本的な使用規定などは紙の発票と同様です。それを踏まえ、以下の面で電子発票には優位な点があります。

- ① 発票専用印に代わって電子署名を採用することができます。具体的には現在の「貨物或いは課税労務、サービス名称」欄を「項目名称」へと単純化し、「販売者（印）」の項目を廃止することで、発票の発行をより簡便化することができます。
- ② 発票受領方式の選択がさらに迅速になります。納税人は税務局窓口もしくは電子税務局等の方法から電子発票の選択をすることができます。オンラインを通じての受け取り方式を選択された場合、納税人は「即時使用」が可能となります。
- ③ 発票受領が利便化されます。納税人は電子メール、二次元バーコードを通じて電子発票の交付を受けることができます。窓口での受け取りや郵送が必要な紙の発票受領に比較して、発票の交付速度が更に速くなります。
- ④ 財務管理が更に効率化します。電子発票は電子会計証憑として、納税人は発票に関するデジタル情報をすぐに取得することができます。同時に、納税人は全国増値税発票検査プラットフォーム (<https://inv-veri.chinatax.gov.cn>) を通じて増値税電子発票フォーマットリーダーをダウンロードし、対象の電子発票の電子署名の有効性確認や二重発票使用のリスクを低下させることができます。
- ⑤ 保管がより経済的になります。紙の電子発票に比較して、専用の物理的な保管場所を必要とせず、管理のための人的コストも減少します。

Q. 新規納税人が発票の電子化を実行するにあたっての、具体的な要求は？

A. 「新規納税人の初めての増値税発票発行申請に関する公告（2018 年第 29 号公告）」に基づき、新規納税人が当初発行申請できる増値税専用発票は 1 枚最高 10 万円を超えず、毎月の発行額は 25 枚を超えてはならないと規定されています。各省の税務機関はこの範囲内において、各新規納税者の税務リスクを判断したうえで、新規納税者の増値税発票の発行承認基準を決定することができます。

Q. 新規納税人は電子発票発行の為に税務 Ukey²を受け取ったあと、電子発票と紙の発票の両方を発行することはできますか？

A. 電子発票を発行する新規納税人は、税務 Ukey を受け取ったあと、電子発票を発行することも紙の発票を発行することもできます。一部の発票受取人がその管理のため、紙の発票の受け取りを求めるときは受取人の権利を保護するため、発票発行者は紙の発票を発行する必要があります。

Q. 納税人はどのように赤字発票を発行しますか？

A. 納税人は電子発票を発行したあと、返品、発行誤り、納税の中止、販売値引きの発生などの状況が発生した場合、赤字電子専用発票を発行することができます。紙の赤字専用発票の発行プロセスと比較して、納税者は既に発行された専用発票を回収する必要はなく、その方法は簡便的で利点があります。具体的な発行方法は主に 3 つのプロセスに分けることができます（以下略）。

² 税務Ukeyとは、個別の納税人情報を記録した記録媒体であり、税務局システムにアクセスし発票受領申請や発行、税務申告などの機能を有しています。



フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲 19 号楼 嘉盛 SOHO 10 層 A058 室 電話：+86-10-8524-0758 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州工業園區華池街 88 号 晉合広場 2 号 11 F 1176 室 電話：+86-512-8916-5176 担当：坂林 (SAKABAYASHI) mi.sakabayashi@faircongrp.com
上海総公司 上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店 (上海) 601 室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com	広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路 12 号 高德置地冬広場 H 座 1501 室 V80 電話：+86-20-3268-9966 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com
深セン分公司 深圳市福田區深南大道 4019 号 航天大廈 A 座 610 室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com	

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。